検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2017 年 12 月 28 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1228 第 2 号」 にて、別掲の項目の検体検査実施料が 2018 年 1 月 1 日より新規適用されることになり ました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

- ●EGFR 遺伝子検査(血漿)
- ●サイトメガロウイルス核酸検出(尿)
 - ※詳細は裏面をご確認下さい。

■「検査実施料」の新規収載

● 算定留意事項が改正された項目 (改正点を下線で示す)

区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注				
D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査									
_	EGFR遺伝子検査(血漿)	リアルタイムPCR法	2,100	血液 125	*1				

[注]

- *1:ア EGFR 遺伝子検査(血漿)は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算 定する。
 - イ 本検査は、血漿を用いてリアルタイム PCR 法で測定した場合に算定できる。
 - ウ 本検査は、<u>肺癌の詳細な診断及び治療法を選択する場合、又は</u>肺癌の再発や増悪により、EGFR 遺伝子変異の2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する場合に、患者1人につきそれぞれの場合で1回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法)又は「ロ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法以外)を行うことが困難な場合に限る。なお、本検査の実施に当たっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。
 - <u>工</u> 本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - 才 本検査と、<u>肺癌の組織を検体とした</u>区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法)又は「ロ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法以外)を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

●実施料が新設された項目

区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注			
D023 微生物核酸同定·定量検査								
12	サイトメガロウイルス核酸検出(尿)	等温核酸増幅法	850	微生物 150	* 2			

[注]

- *2:ア サイトメガロウイルス核酸検出(尿)は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」結核 菌群リファンピシン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、等温核酸増幅法により測定した場合に、1回に限り算定できる。
 - ウ 先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的 検査の「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1 項目当たり)若しくは「39」グロブリンクラス別 ウイルス抗体価(1 項目当たり)におけるサイトメガロウイルスを対象とした検査又は「40」サイトメ ガロウイルス抗体を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。